

無利子

母子・父子・寡婦家庭の方へ
修学資金などを貸し付けます

対象

- ▷母子家庭の母親 ▷父子家庭の父親
- ▷父母のいない20歳未満の児童など

申込場所 子育て支援課

貸付金の初回交付予定日

- 申込月の翌々月の下旬（例：3月中旬までに
申し込みの修学資金は、5月下旬交付予定）

貸付限度額の例（大学の場合）

- ▷就学支度金…国公立 370,000円 私立 580,000円
- ▷修学資金（月額）…国公立 45,000円 私立 54,000円
- ※高等学校・短期大学など、学校種別により貸付額が異なります。また、自宅通学以外の方は増額されます。



注意事項

- ▷就学支度金（一時金）を希望する場合は、就学前に申し込みください。
- ▷修学資金は随時受け付けていますが、申請月分からの貸し付けとなります。
- ▷貸し付けには連帯保証人が必要となるなど、一定の条件や審査があります。

問 子育て支援課（内線181）

償却資産の申告はお早めに
1月31日（金）までをお願いします

令和2年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は申告が必要です。早めの申告をお願いします。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が事業のために使用している資産のうち、税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（看板・舗装などの構築物、機械・装置、運搬具、工具器具・備品などの資産）のことです。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産や、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

売電用や発電出力10kw以上の太陽光発電設備（ソーラーパネル）も課税の対象となり申告が必要です。

申告方法

前年度も申告した方は増減資産を、新規で申告する方は全ての資産を、所定の用紙もしくは電算処理による独自の用紙で市税務課へ申告してください。

eLTAX（エルタックス）による申告

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、インターネットによる電子申告ができます。詳しくは、ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

マイナンバー（法人番号または個人番号）の記載が必要です。記載を忘れずをお願いします。

- 問 ▷eLTAXについて…… 地方税共同機構（☎0570-081-459）
- ▷申告全般について… 税務課資産税係（内線153）

要介護認定を受けている65歳以上の方へ

障害者控除を受けることができます

令和元年12月31日現在で、要介護認定1～5の認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳が交付されていなくても税務申告で障害者控除を受けることができます。

障害者控除を受けると、本人の合計所得金額が125万円以下であれば、市民税が非課税となります。

- ※1月15日（水）から控除を受ける際に必要な「障害者控除対象者認定書」を発行します。希望する方は高齢介護課で手続きをしてください。

問 高齢介護課（内線237）